

資料 4

福祉環境委員会
(健康局)
令和8年9月14日

令和7年度

神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況報告

目 次

1	はじめに	P. 1
2	神戸市人と猫との共生推進協議会（第9条）	
	（1）協議会の目的と役割	P. 2
	（2）協議会の構成団体と概要	P. 3
3	神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況	
	（1）定例会議の開催	P. 4
	（2）野良猫の繁殖制限事業	P. 4
	（3）多頭飼育崩壊が生じている飼い猫の不妊去勢手術支援事業	P. 5
	（4）野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言	P. 9
	（5）猫の譲渡の推進事業	P. 9
	（6）本市との連携	P. 10
	（7）その他必要と認める事業	P. 12
4	その他参考事項	
	（1）神戸市における猫の殺処分について	P. 12
	（2）ペットの災害対策	P. 13
	（3）こうべ動物共生センターの取り組み	P. 14
5	神戸市人と猫との共生に関する条例	P. 15

1 はじめに

「神戸市人と猫との共生に関する条例（2017（H29）年4月1日施行）」第11条に基づき、2025（R7）年度に実施した協議会の事業の実施状況を報告する。

2 神戸市人と猫との共生推進協議会（条例第9条）

（1）協議会の目的と役割

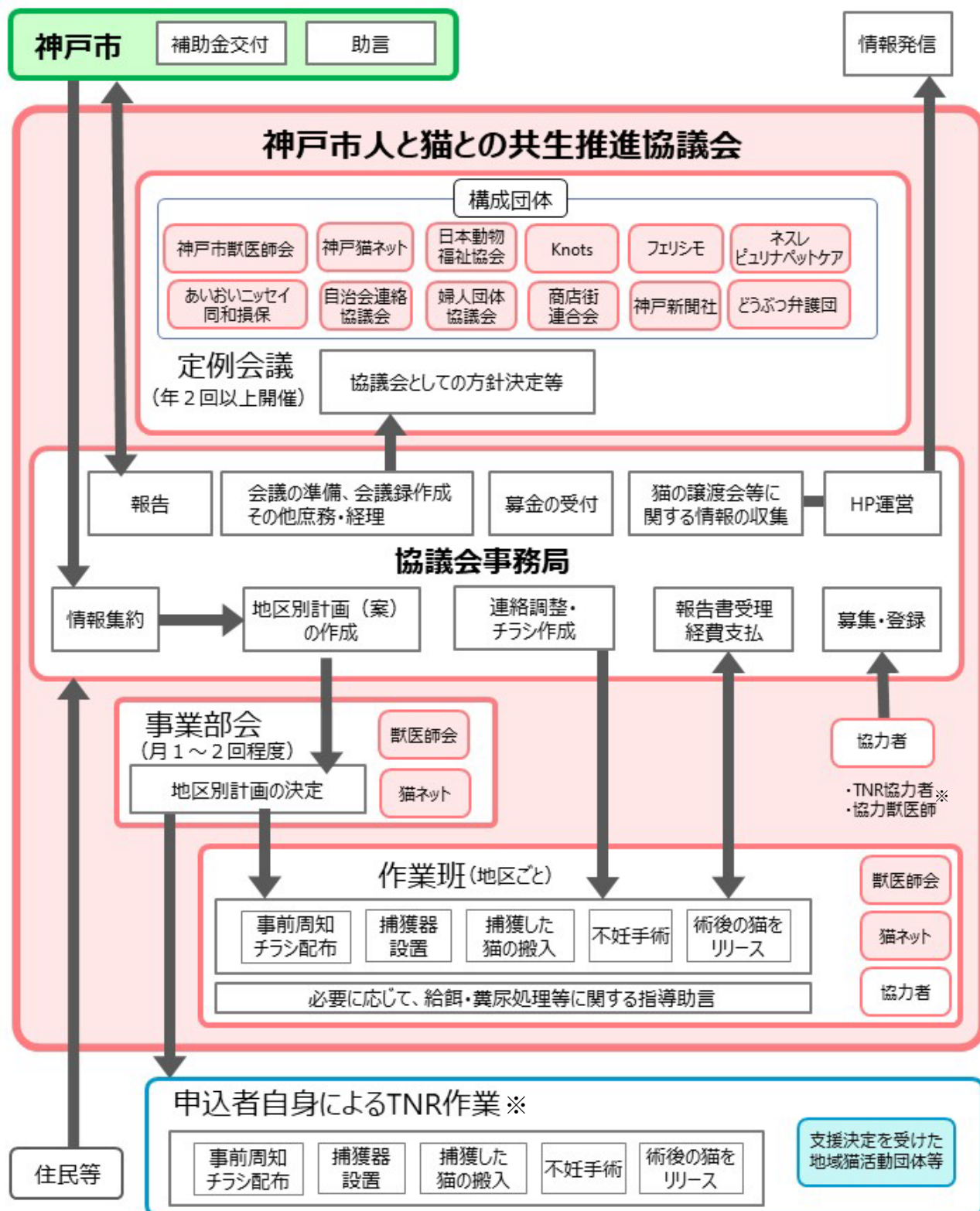
条例第9条では、「獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会を組織する」としており、条例に基づきこの協議会が組織され、条例の目的である人と猫が共生する社会を目指し、野良猫の繁殖制限、野良猫への給餌及び糞尿の処理に関する指導・助言、猫の譲渡の推進事業を行った。市は協議会に協力し、必要な支援や助言を行った。

（2）協議会の構成団体と概要

構成団体（2026（R8）年3月31日時点）

（公社）神戸市獣医師会	神戸市自治会連絡協議会
（公社）日本動物福祉協会	（一社）神戸市婦人団体協議会
（公社）Knots	神戸市商店街連合会
（NPO）神戸猫ネット	（株）フェリシモ
（株）神戸新聞社	あいおいニッセイ同和損害保険（株）
ネスレ日本（株）ネスレ ピュリナ ペットケア	（NPO）どうぶつ弁護団

神戸市人と猫との共生推進協議会の概要



※TNR：野良猫の繁殖制限の手法を示したもので、「捕獲（Trap）」、「手術（Neuter）」、「元の場所に戻す（Return）」の略。

3 神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況

(1) 定例会議の開催

協議会は規約に基づき、協議会の事業及び収支、規約や構成団体の加入・退会に関する
こと等を審議、決定するために定例会議を開催することとしており、2025（R7）年度は3
回開催した。

＜開催日及び主な審議事項＞

- 第1回：2025（R7）年5月22日
 - ・2024（R6）年度事業報告及び決算報告
 - ・2025（R7）年度事業計画案及び予算案
- 第2回：2025（R7）年12月8日
 - ・2025（R7）年度事業の進捗状況について
- 第3回：2026（R8）年3月19日
 - ・2025（R7）年度事業進捗状況
 - ・2026（R8）年度暫定事業計画案、予算案
 - ・新規事業の検討



定例会議

（多頭飼育崩壊が生じている飼い猫の不妊去勢手術支援事業）

(2) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫の繁殖制限に関する要望が寄せられた地域について、獣医師等の専門家の助言を
得て、一定区域内の野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、
効果的な繁殖抑制に取り組んだ。繁殖制限対策区域の選定においても、野良猫繁殖制限事
業選定マニュアルを策定し、猫の生態や行動範囲を踏まえて科学的な見地から区域を決定
することとしている。事業部会が繁殖制限対策区域及び地区別計画を策定した上で、区域
内の野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施した。

2025（R7）年度は繁殖制限対策区域を296地域選定し、合計1,452匹※の野良猫等の繁
殖制限を行った。

※「多頭飼育崩壊が生じている飼い猫の不妊手術支援事業」の試行分(51匹)を含む（詳細
は次ページ）

○ 事業部会の開催

協議会は規約に基づき事業部会を置き、野良猫の繁殖制限等の事業を実施することとし
ており、2025（R7）年度は会議を計12回開催し、野良猫の繁殖制限対策区域の選定・支援
決定等を行った。神戸市は事業部会の会議へオブザーバーとして出席し、助言等を行った。

＜協力者＞

協議会規約に基づき、協議会が実施する野良猫の繁殖制限事業等に協力可能な共生推進
活動団体等は「協力者」として協議会に参画することができる。不妊去勢手術を行う協力
者を「協力獣医師」として、繁殖制限事業に係る調査・周知・捕獲等を行う協力者を「TNR
協力者」、として常時募集している。

2026（R8）年3月31日時点で、協議会規約に基づく協力獣医師が動物病院数ベースで
42病院、TNR協力者が161名となっている。

(3) 多頭飼育崩壊が生じている飼い猫の不妊去勢手術支援事業

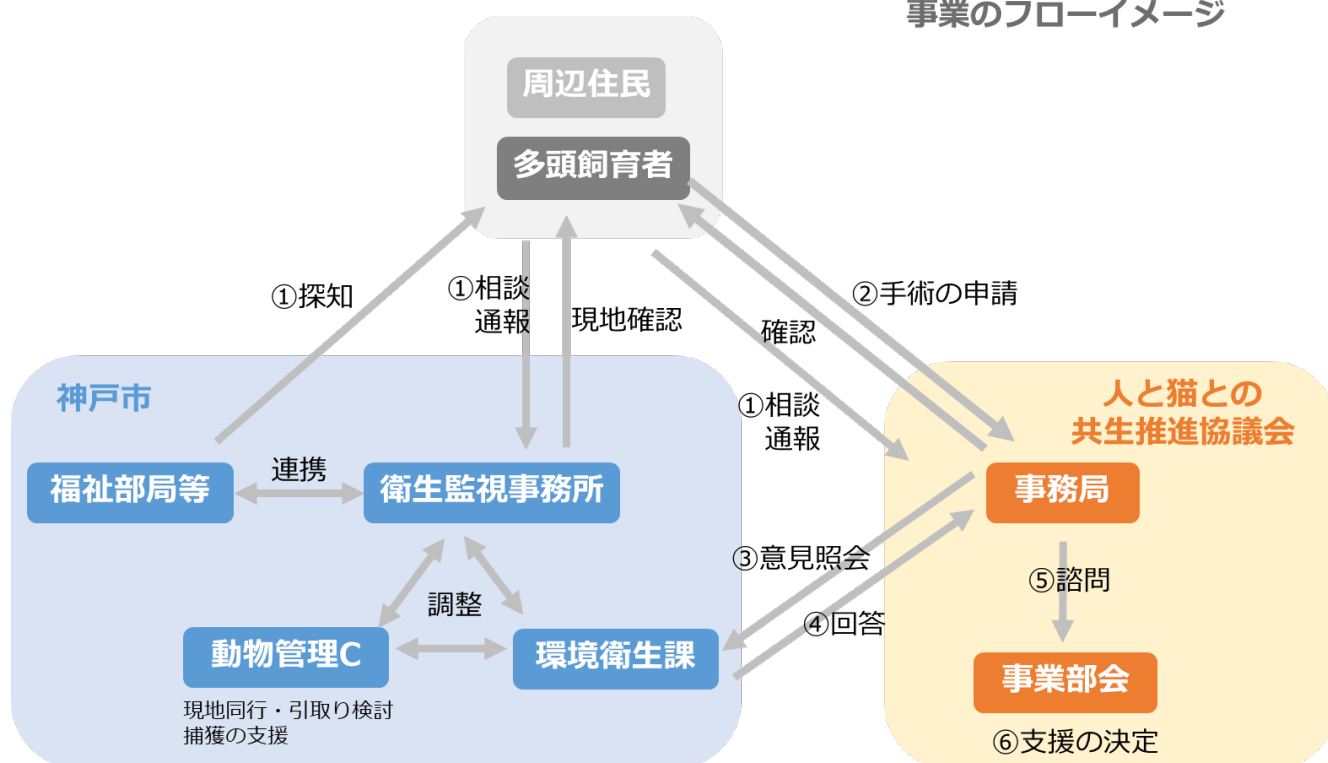
多頭飼育問題に対しては、市又は協議会による適正飼育の指導を実施してきたが、改善には時間を要し、その間にも未手術の猫が繁殖し、飼養頭数がさらに増加してしまう場合がある。

また、多頭飼育崩壊に至った現場から引き取った猫については、人との接触経験の不足や不適切な飼養環境の影響により馴化が難しく譲渡が困難となるケースがあり、結果として殺処分削減の妨げとなる要因の一つとなっている。

協議会では、野良猫のTNR事業を中心とした繁殖制限対策を推進し、猫の殺処分削減に一定の成果を上げてきたため、全国的に課題となっている多頭飼育崩壊に該当する飼い猫に対する不妊去勢手術にも支援を広げることとした。これにより、多頭飼育問題の早期改善を図るとともに、猫の殺処分のさらなる削減につなげることを目指している。

2025（R7）年度に試行的に1件51匹、2026（R8）年度（8月末時点）には2件16匹の繁殖制限を実施している。

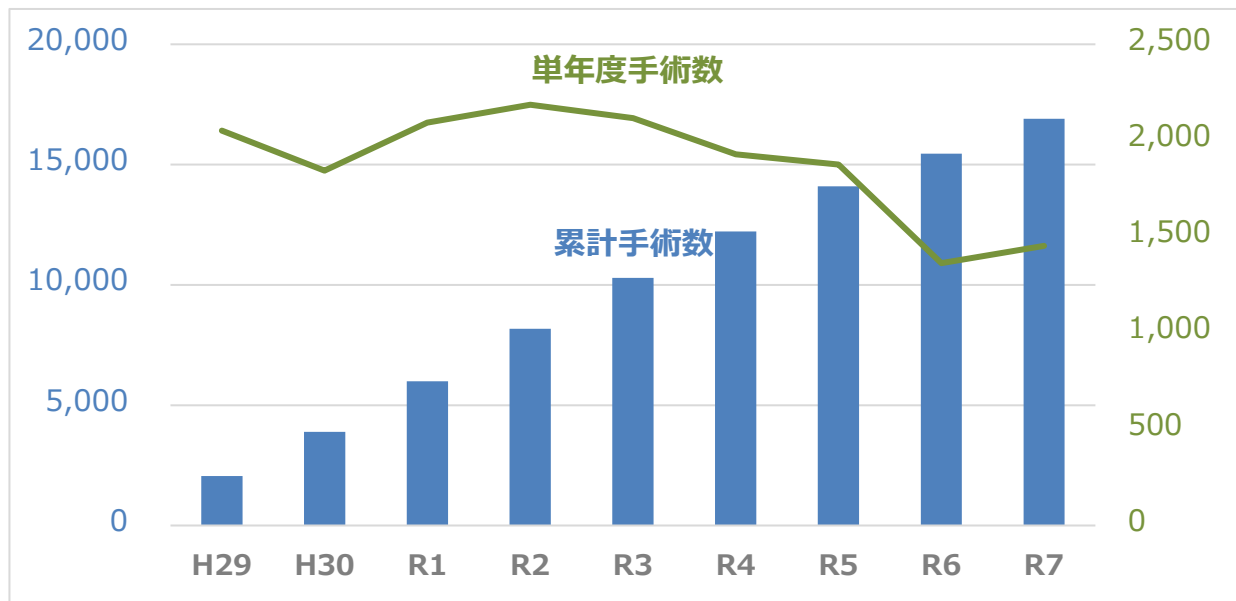
事業のフローイメージ



2025（R7）年度 野良猫繁殖制限事業実施結果

< 区別手術数 >

内訳	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
合計	129	37	52	81	287	184	73	344	265	1,452 匹※



< 月別、雌雄別 >

月	雄	雌	合計
2025（R7）年 4 月	39	47	86
5 月	34	31	65
6 月	49	69	118
7 月	55	79	134
8 月	49	51	100
9 月	69	62	131
10 月	99	90	189
11 月	72	94	166
12 月	59	66	125
2026（R8）年 1 月	52	40	92
2 月	44	46	90
3 月	76	80	156
計	697 匹	755 匹	1,452 匹※

< 年度別 >

年度	総手術数
2017（H29）年度	2,051 匹
2018（H30）年度	1,844 匹
2019（R1）年度	2,093 匹
2020（R2）年度	2,186 匹
2021（R3）年度	2,117 匹
2022（R4）年度	1,929 匹
2023（R5）年度	1,875 匹
2024（R6）年度	1,363 匹
2025（R7）年度	1,452 匹※
合計	16,910 匹

※「多頭飼育崩壊が生じている飼い猫の不妊手術支援事業」に係る試行分(51 匹)を含む

野良猫の繁殖制限事業の流れ

＜地域における支援申込および情報収集＞

野良猫の繁殖制限に関する要望がある市民、団体は指定の様式を用いて協議会事務局へ申し込みを行い、申し込みのあった地域について、協議会事務局は事前調査（①申請者に対するヒアリング ②当該地域における苦情の有無等を市へ照会 ③現地調査）を行う。

＜生物学的な見地に基づいた繁殖制限対策区域の策定＞

メス猫の移動可能エリアのうち、餌場等を中心とした半径 80 メートルのエリア（20,000m²の範囲）を猫の活動エリアと考え、道路、河川、鉄道等を加味して繁殖制限対策区域を策定することとしており、事前調査の結果に基づき、協議会事務局が対策区域案を策定する。



対策区域（案）の策定

＜繁殖制限対策区域ごとに、地区別計画の策定＞

事業部会は繁殖制限対策区域案について支援の可否を決定し、対策区域の最終設定を行い、支援を決定した繁殖制限対策区域ごとに、不妊手術対象野良猫数、受け入れ動物病院及び手術実施獣医師等を記載した地区別計画を策定する。

＜野良猫の不妊去勢手術の実施＞

不妊手術については、①事前周知 ②野良猫の捕獲（Trap） ③手術（Neuter） ④元の場所に戻す（Return）という手順で実施する。

<野良猫の不妊去勢手術の実施（図）>

周知

神戸市人と猫との共生推進協議会

野良猫の不妊去勢手術実施のお知らせ

野良猫がこれ以上増えないように、不妊手術を行いますので、ご協力をお願いいたします。
その期間中は、野良猫にエサをあげないでください！

（ねこの飼い主さんへのお願い）

月 日（ ）～ 月 日（ ）
原則飼い猫は外に出さないでください。
（雨風などで捕獲されます。）
「神戸市人と猫との共生に関する条例」では、「飼い主の責務」として、その所管を明らかにするとともに、人に迷惑をかけない飼い方に努めることが要求されています。猫は家の中で飼いましょう。

◆ 不妊去勢手術のながれ（TNR）◆

1. 猫を捕獲して、動物病院に搬送します（Trap）
2. 獣医師により不妊去勢手術を施します（Neuter）
3. 後日、元の生活場所に戻します（Return）

※手術済みの猫は、
耳をV字にカットしています
耳のVカットは不妊去勢手術の目印！もう子猫を産むことはありません。
神戸市では、平成29年度に所有猫の約4割、野良猫および保護子猫470匹を計画し、279匹（59%）を手術済みとしています。

※手術済みの猫は、
耳をV字にカットしています
耳のVカットは不妊去勢手術の目印！もう子猫を産むことはありません。
神戸市では、平成29年度に所有猫の約4割、野良猫および保護子猫470匹を計画し、279匹（59%）を手術済みとしています。

周知のためのチラシ

捕獲（Trap）



元の場所へ（Return）



手術（Neuter）



（４） 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言

繁殖制限対策区域における事前調査時等に、不適切な給餌者を発見した場合、当該給餌者に対し指導・助言を行った。また、市としても、衛生監視事務所による指導に加えて、民間事業者に委託して、深夜や早朝のパトロールを実施する等、指導体制を強化している（2025（R7）年度の委託による夜間・早朝等の監視実績：24件）。

<主な事項>

- ・エサを放置するいわゆる置きエサを行う給餌者に対し、必要な量だけを与え、猫が食べ終わった残りのエサは片付けるよう指導
- ・可能な限り、野良猫の糞の片付けを行うよう指導
- ・地域の理解のもとで野良猫の適正管理を行う地域猫活動について説明し、所管の衛生監視事務所に相談するよう勧奨

（５） 猫の譲渡の推進事業

協議会では、市内で保護された猫の譲渡会情報について、ホームページやSNS等を通じて情報発信するとともに、主催による譲渡会を実施している。

また、市では神戸市獣医師会を中心とした協力のもと、譲渡前の子猫を対象としたミルクボランティアや、譲渡候補となる犬猫の健康管理を実施している。さらに、2024（R6）年度からは、不適切な多頭飼育等の環境で飼育されていたことにより気質面や健康面に問題があり、動物管理センターでの馴化が難しい成猫について、獣医師会会員の動物病院において個別にケアを行うことで改善を図る取組みを開始し譲渡を推進している。

<譲渡会>

○保護猫の譲渡会情報の収集、発信

- ・12団体の譲渡会の開催日時・場所等
- ・猫の譲渡を行う保護猫カフェ3か所の紹介

○協議会主催・共催の譲渡会開催

- ・2025（R7）年5月31日、6月1日 IKEA神戸でネコのバス譲渡会開催
- ・2025（R7）年10月19日 こうべ動物共生センターで開催
- ・2026（R8）年2月21日、22日 神戸マルイ前（三宮センター街）でネコのバス譲渡会開催



動物共生センターでの譲渡会



神戸マルイ前でのネコのバス譲渡会

(6) 本市との連携

○ 地域猫活動の推進

本市では野良猫の数だけでなく、野良猫に起因するトラブルを減らすために、適切に猫を管理する「地域猫活動」を推進することで、地域での人と猫との共生を目指している。

一定の条件を満たす団体を地域猫活動団体として登録を行っており、2025（R7）年度の登録団体数は 63 団体であった。地域猫活動団体が責任をもって地域猫活動を行う証として腕章・ビブスを交付しているほか、活動について地域から理解を得るための説明用のリーフレットを作成し、市ホームページに掲載している。

さらに、2024（R6）年度からは、地域猫活動団体の負担軽減のため、団体登録を継続する場合は地域の自治会長等の承認を省略できるようにしたほか、年に一度の活動状況報告の内容について大幅に簡略化する等、地域猫活動団体が活動を継続していただきやすいような体制づくりに努めている。

協議会としても地域猫活動への支援制度と連携しながら野良猫の繁殖制限事業を進めており、地域猫活動における負担を軽減するため、不妊去勢手術のための捕獲の際に使用する餌について支給を行っている。

今後も市と協議会が連携しながら、地域猫活動を推進していく。



地域猫登録団体腕章



地域猫登録団体ビブス



地域猫活動リーフレット



地域への説明用リーフレット



○ 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの配布

猫に関わる全ての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめたガイドラインを協議会と市が連携協力して策定し、両者のホームページ上で公開している。さらに、ガイドラインの概要をA4判にまとめた「概要版」や、野良猫に焦点を当てた「野良猫版」を別途作成し、ガイドラインの普及啓発を進めている。2026（R8）年3月現在、ガイドライン、概要版及び野良猫版を累計で21,500部配布している。



ガイドライン



概要版



野良猫版

○ 猫の室内飼い・飼い主のいない猫への餌やりマナーの啓発

外飼いの猫や野良猫によるフンや鳴き声に関する市への相談は、2025（R7）年度に87件寄せられており、減少傾向にあるものの未だに猫に関するトラブルが発生している。（2016（H28）年 458件）

飼い猫については、国の基準において室内飼育に努めることとされており、市においても、ホームページやガイドライン等で室内飼育の周知を図ってきたが、より多くの市民に周知するため、2024（R6）年度に猫の室内飼いの啓発ポスターを作成し、2025（R7）年2月から3月末までの2か月間、市内全自治会の掲示板にて掲示した。

また、野良猫への無責任な餌やりについても、同ポスター等での周知に加え、2024（R6）年度に地域のマナー啓発活動に使用できるような看板を作成し、配布を開始した。

引き続きこれら啓発資材の活用に加え、協議会による指導・助言とも連携することで、猫の適正飼養等について一層の啓発に努め、人と猫とが共生する社会の実現を目指す。



(7) その他必要と認める事業

○ 猫に関するイベントでの展示

民間団体主催で開催された猫に関するイベントに協議会が参加し、条例及び協議会の概要と主要事業、地域猫活動、ふるさと納税等についてパネル展示を行った。

日時：2025（R7）年4月24日～29日

場所：さんちかホール（中央区）



4 その他参考事項

(1) 神戸市における猫の殺処分について

協議会のさまざまな取組みを実施した結果、下記のとおり、猫の引取りや殺処分が大きく減少し譲渡率が増加するなど効果が現れている。

条例施行前と2025（R7）年度での猫の殺処分率等の比較

	2016（H28）年度	2025（R7）年度
猫の引取り数（うち子猫の引取り数）	579（512）	41（27）
殺処分数	406	7
猫の殺処分率	70.1%	17.1%
猫の譲渡率	27.8%	90.2%

年度別統計（猫のみ）

年度	引取り数	(子猫再掲)	譲渡数	譲渡率	殺処分数	(子猫再掲)	殺処分率
2012	1,406	(1,250)	13	0.9%	1,393	(1,182)	99.1%
2013	1,264	(1,136)	29	2.3%	1,230	(1,110)	97.3%
2014	668	(638)	53	7.9%	615	(597)	92.1%
2015	768	(694)	91	11.8%	673	(609)	87.6%
2016	579	(512)	161	27.8%	406	(347)	70.1%
2017	609	(441)	237	38.9%	351	(246)	57.6%
2018	509	(368)	298	58.5%	225	(118)	44.2%
2019	350	(271)	237	67.7%	103	(67)	29.4%
2020	253	(183)	181	71.5%	95	(50)	37.5%
2021	171	(112)	101	59.1%	62	(27)	36.3%
2022	178	(99)	113	63.5%	51	(8)	28.7%
2023	182	(116)	140	76.9%	42	(9)	23.1%
2024	104	(64)	104	100%	14	(6)	13.5%
2025	41	(27)	37	90.2%	7	(2)	17.1%

（２）ペットの災害対策

○ 災害時のペットとの避難ガイドラインの周知

ペットの飼い主の日頃の心構えと避難所でのペット同行避難の受け入れルールを明確化した「災害時のペットとの避難ガイドライン」（2023（R5）年度策定）について、ホームページ、広報紙に加え、ポスター、リーフレット等を活用し、動物病院やペットショップにも協力いただきながら周知に努めた。

2025（R7）年7月には、ガイドラインの内容を分かりやすくまとめた動画版と、SNSでの周知に活用できるショート動画を作成し、市や公益社団法人神戸市獣医師会のホームページ・SNSで発信し、ガイドラインのさらなる普及啓発を目指している。

さらに、動物共生センター等で市民がペットと円滑に同行するための地図を作る小学生向けのイベントを開催するとともに、企業と連携し優秀作品には表彰を行う。

○ 防災訓練

市内の避難所の管理者等に定期的にガイドラインの説明を行い、ペット同行避難への理解を深めてもらうよう努めた。

(2026 (R8) 年度 4 末時点で、市内の指定避難所の 85% (323 施設中 274 施設) が同行避難可能)

2025 (R7) 年度は須磨区でペット防災に関するイベントを実施し、中央区、北区、北神区、須磨区、西区の各区総合防災訓練においても、災害時にペットと避難した方が円滑に避難所に受け入れられるよう、ガイドラインの説明、準備すべき物品の展示、受付のシミュレーション等を行った。



区総合防災訓練

拡充

○ ペット同行避難スターターキットの配布

災害時の円滑なペット同行避難の受入れを支援するため、「ペット同行避難スターターキット」を作成し、避難所への配布を予定している。

本キットは、避難所運営者の負担を増やすことなく、飼い主自らがペット飼育場所の設営・運営を行えるよう支援することを目的としているものであり、同行避難が可能な避難所すべてに配布する予定である。



(3) こうべ動物共生センターの取り組み

こうべ動物共生センターは、人と動物が共生する社会の実現を目指して、犬猫の譲渡事業、動物愛護教育・啓発事業、アニマルセラピー事業を展開している。

「サマースクール」、「犬猫とのふれあいによるアニマルセラピー」等の体験型のプログラムを実施しているほか、「こうべ動物共生フェスティバル」、「ペットも一緒に避難マップ作成会」等を開催した。

また、人と猫との共生推進協議会の構成員であるネスレ日本 (株) ネスレ ピュリナ ペットケアの協力を得て、こうべ動物共生センターの施設紹介動画を作成し、ホームページ等で発信することで、施設の認知度向上を図っている。



マップ作成会



施設紹介動画 (ネスレ日本(株)協力)

5 神戸市人と猫との共生に関する条例

平成 28 年 12 月 20 日
条例第 22 号

今日、都市化の進展や核家族化、少子高齢化を背景に、人の生活におけるペットの重要性は高まっています。その一方で、飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしているほか、野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっています。また、市に引き取られ殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)では、都道府県知事や指定都市市長等は、引取りを行った猫等について、殺処分がなくなることを目指した取組に努めるよう定められています。神戸市では、環境省の推進する地域猫活動への支援を強化し、地域の苦情の低減と猫の引取り数の削減を目指すとともに、引取りを行った猫については譲渡事業に取り組み、殺処分の低減を目指しています。しかし、地域猫活動に取り組む団体が存在しない地域では活動が進まないなどの課題があり、計画的、効果的に野良猫の繁殖制限を行うには、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮して取り組んでいくことが重要です。

野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処分をなくしていくため、市や飼い主の責務を定めるとともに、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等が一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、野良猫の繁殖制限及び猫の譲渡の推進に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処分をなくし、もって人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。
- (3) 野良猫の繁殖制限 野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、一定区域内の野良猫を対象に不妊去勢手術を施した上で、当該区域に戻すことをいう。
- (4) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 地域猫活動及び野良猫の繁殖制限に関する事業への支援を行い、並びに猫の譲渡の推進に関する事業を実施し、並びにこれらの事業等に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(飼い主の責務)

第 4 条 飼い主は、その所有し、又は占有する猫がその命を終えるまで適切に飼養し、当該猫が自己の所有に係るものであるときはこれを明らかにするための措置を講じ、及び適正に飼養し、又は保管することにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(獣医師が組織する団体の役割)

第5条 獣医師が組織する団体は、市及び飼い主が前2条に定める責務を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めるものとする。

(共生推進活動団体等の役割)

第6条 猫の譲渡活動、地域猫活動その他人と猫との共生の推進に関する活動を実施し、又はこれらの活動を支援する団体又は個人であって、この条例の趣旨に賛同するもの(以下「共生推進活動団体等」という。)は、必要な活動を実施し、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物取扱業者の役割)

第7条 動物取扱業者(法第12条第1項第3号の第一種動物取扱業者又は法第24条の3第1項の第二種動物取扱業者をいう。)は、猫の販売又は譲渡しを行うに当たり、当該猫の適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行い、理解を得るとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第8条 市民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、この条例の目的を達成するために実施される施策、事業及び活動に協力するとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう猫の適正な取扱いに努めるものとする。

(協議会)

第9条 獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、市と連携して、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域猫活動への支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

3 協議会の組織及び事業の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

4 協議会は、事業の実施状況を公表するとともに、市に報告するものとする。

5 市は、協議会に対し、この条例の目的を達成するために必要な支援及び助言を行う。

(財政上の措置)

第10条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第11条 市長は、毎年度、協議会の事業の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。